平成２９年（フ）第１６１号
大阪府高石市西取石３丁目13番７号
破産者　原田　隆司
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
大阪府羽曳野市壺井８番地１　シェーンヴィラ105号室、開始決定時の住所大阪府南河内郡河南町鈴美台１丁目２番17号
破産者　鈴村　和夫
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９２号
大阪府河内長野市美加の台２丁目29番４号
破産者　靏田　賢也
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８４号
神戸市中央区中山手通４丁目20番12号　サンハイツ１Ｆ
破産者　吉澤　厚子（旧姓角）
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９１号
兵庫県伊丹市伊丹７丁目３番20―4388号、開始決定時の住所兵庫県川西市加茂１丁目８番33―201号
破産者　安達　裕美
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目３番１号仁川パインハイツ201号
破産者　大内山琢磨
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３９７号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番21―305号、前住所兵庫県西宮市津門大箇町13番７号
破産者　菅田　武史
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６８号
兵庫県川西市笹部３丁目３―15、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町紫合字辻北639番地
破産者　前西瓦工業こと　前西　学
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０１号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目31―14　枡マンション202号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市名神町１丁目14番９号
破産者　西田　明義
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６号
和歌山県岩出市野上野35番地の40
破産者　千畑　博信
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１０号
和歌山市金龍寺丁50番地
破産者　井村　明
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６７号
和歌山市向191番地　向団地５棟３階125号
破産者　山口　利博
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８８号
和歌山県橋本市賢堂1012番地　フォルテ橋本203号、前住所和歌山県橋本市橋本281番地の９
破産者　浦　哲也
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４２０号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目23番12号　全警ビル203号
破産者　山崎　隆
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇217番地
破産者　南　正美
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇217番地
破産者　南　まり子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
青森県三戸郡南部町大字下名久井字山道５番地
破産者　北條　政子（旧姓上田）
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
岩手県花巻市御田屋町１番65号
破産者　小原　和夫
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部